



金沢市公報

号外第12号の8

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
●規 則		○金沢市コミュニティセンター整備費補助金交付要綱の一部改正について (市民参画課)	5
○金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (歩ける環境推進課)	1	○金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱の一部改正について ()	7
○金沢市宅地分譲に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅政策課)	1	○金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱の一部改正について (長寿福祉課)	7
○金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則 (建築指導課)	2	○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課)	8
○金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	3	○金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	8
●訓令甲		○いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱の一部改正について ()	8
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (総務課)	3	○金沢市における危険ブロック塀の除却及び生け垣の設置奨励に関する補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	9
○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (職員課)	3	○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について ()	9
○金沢市文書取扱規程の一部改正について (文書法制課)	4	○金沢市既存住宅露出アスベスト分析調査費補助金交付要綱の一部改正について ()	11
○金沢市環境局自家用電気工作物保安規程の一部改正について (施設管理課)	4		
○道路等管理事務所当直規程の一部改正について (道路管理課)	5		
●告 示			
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	5		

規 則

金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第53号

金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条中「遺失物法(明治32年法律第87号)」を「遺失物法(平成18年法律第73号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市宅地分譲に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第54号

金沢市宅地分譲に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市宅地分譲に関する条例施行規則（昭和48年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8条ただし書」を「第8条第1項ただし書又は第3項ただし書」に改める。

第3条中「2年」を「5年」に改める。

様式第1号を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2

宅 地 分 譲 申 込 書			
			年 月 日
(あて先) 金沢市長			
次のとおり分譲地の申込みをいたします。			
申込者	ふりがな		建設業の 許可番号
	業 者 名	⑩	
	住 所		連 絡 先
所 在 地		区画地番号	
資金計画	自己資金	借入金	計
	円	円	円

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後に譲受人が引渡しを受ける分譲地について適用し、同日前に譲受人が引渡しを受けた分譲地については、なお従前の例による。

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第55号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「場合」の次に「又は建築主事が建築物の構造計算の審査のために必要があると認める場合」を加える。

第8条第2項第1号中「同月30日」を「6月30日」に改め、同項第2号中「同月31日」を「9月30日」に改め、同項第3号中「同月30日」を「11月30日」に改め、同項第4号中「12月1日から同月31日まで」を「10月1日から12月31日まで」に改め、同項第5号中「同月30日」を「8月31日」に改め、同項第6号中「11月1日から同月30日まで」を「9月1日から11月30日まで」に改め、同条第4項中「別記第36号の2の4様式による報告書及び省令別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書」を「第5条第3項に規定する様式による書面」に改める。

第9条第3項中「毎年」の次に「(国土交通大臣が定める検査の項目については、3年以内ごとに当該項目の検査を終了させるものとし、その検査を実施した年ごとに)」を加え、同条第4項中「昇降機にあっては省令別記第36号の3様式による報告書及び省令別記第36号の3の2様式による定期検査報告概要書に、建築設備等(昇降機を除く。)にあっては省令別記第36号の4様式による報告書及び省令別記第36号の4の2様式による定期検査報告概要書」を「省令第6条第3項に規定する様式による書面」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第56号

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防局の組織に関する規則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「統制指令課」を「情報指令課」に改める。

第6条の表統制指令課の項中「統制指令課」を「情報指令課」に、

	10 消防緊急情報システムの運用及び保守管理に関する事項	を
	11 消防業務の電算化の調査研究に関する事項	

	10 消防情報システムの運用及び保守管理並びに調査研究に関する事項	に
	11 消防の情報セキュリティの確保に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

（金沢市役所当直規程の一部改正）

第1条 金沢市役所当直規程（昭和23年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「保健衛生課長」を「健康総務課長」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第2条 職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表ITビジネスプラザ武蔵で業務を行う職員の項中「工業振興課長」を「ものづくり政策課長」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正）

第3条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程（昭和47年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1項中「再開発課」を「近江町市場再整備事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第2号エを削り、同号オを同号エとし、同エの次に次のように加える。

オ 都市整備局に関する事務

第2条第2号コを削り、同号サ中「執行機関」の次に「(教育委員会を除く。)」を加え、同サを同号コとし、同条

第3号中「藤崎副市長」を「森副市長」に改め、同号ウ中「都市整備局」を「福祉健康局」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 消防局に関する事務

第2条第3号に次のように加える。

カ 地方自治法第180条の2の規定により教育委員会の職員に補助執行させている事務

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

金沢市文書取扱規程（平成3年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

別表中	31 金銭の出納に関する証拠書類	-	すべてのもの	-	-	-	を
-----	------------------	---	--------	---	---	---	---

	31 金銭の出納に関する証拠書類	-	-	すべてのもの	-	-	に改める。
--	------------------	---	---	--------	---	---	-------

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市環境局自家用電気工作物保安規程（平成13年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

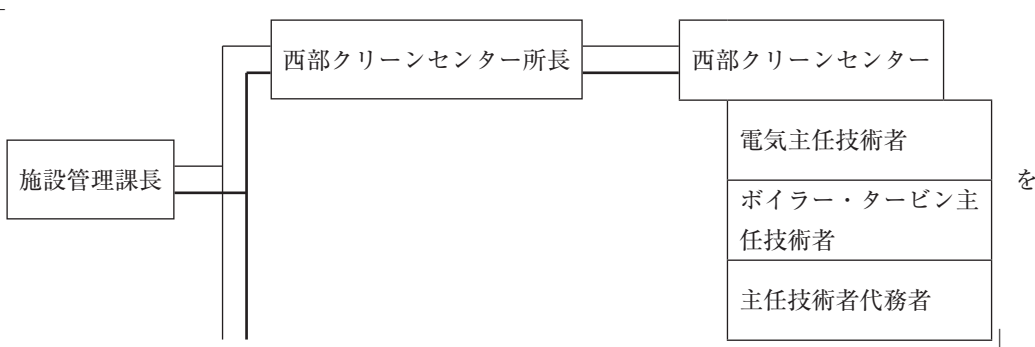
金沢市長 山 出 保

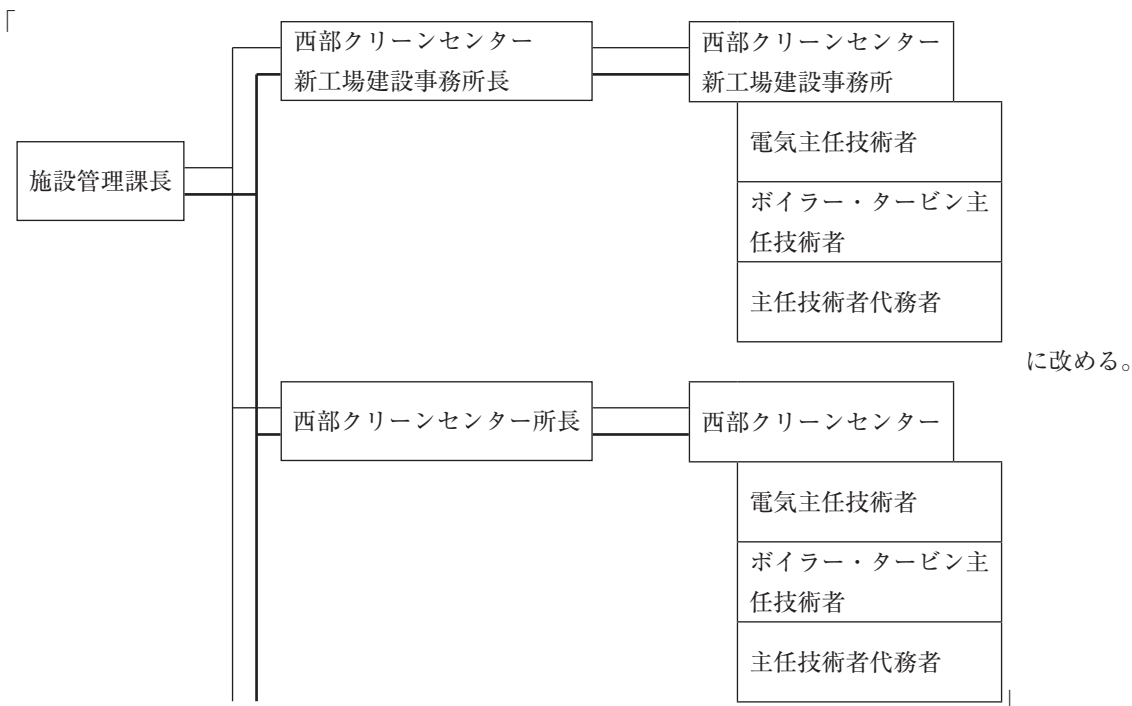
第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 西部クリーンセンター新工場建設事務所 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者

別表第1中

「助役」を「副市長」に、「環境総務課長」を「環境政策課長」に、





別表第2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 西部クリーンセンター新工場建設事務所分掌事務

電気工作物に関する次に掲げる事項

- (1) 保安の監督に関する事項
- (2) 工事の設計及び監督に関する事項
- (3) 検査及び試験に関する事項
- (4) 報告及び記録に関する事項

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

道路等管理事務所当直規程（昭和43年訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第1項中「、技能労務職員」を「、道路等管理事務所に所属する職員」に改め、同項各号を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第49号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

附則第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

●金沢市告示第50号

金沢市コミュニティセンター整備費補助金交付要綱（昭和54年告示第66号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

題名を次のように改める。

金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱

第1条中「新築、購入、増築又は修繕に要する費用（土地の取得、造成及び借上げに要する費用）」を「新築、購入、増築、修繕又は賃借に要する費用（新築又は購入にあつては土地の取得、造成及び借上げに要する費用を、賃借にあつては敷金、礼金その他当該賃借に係る契約締結当初に要する費用及び共益費等の管理に要する費用）」に、「整備費」を「整備費等」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 補助金は、コミュニティセンターの新築をし、購入をし、増築をし、若しくは修繕（購入若しくは増築と同時にする場合又は当該修繕に要する費用が1,000,000円以上の場合に限る。）をしようとする町会等又は賃借（集合住宅の住民により構成する町会等が、当該住民が居住する集合住宅の住戸について1年以上の期間を定めて行う賃借に限る。）をする町会等に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

第4条第1項中「100平方メートル」を「80平方メートル」に、「15平方メートル」を「15平方メートル以上であるものとし、賃借の場合にあつては当該賃借に係る集合住宅の住戸の床面積が40平方メートル」に改める。

第5条第1項中「補助金の額は」の次に「、次項に定める場合を除き」を加え、「整備費」を「整備費等の額」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 世帯の数（2以上の町会等が合同で新築する場合にあつては、当該町会等の世帯の数の合計数をいう。以下この項において同じ。）が200以下の町会等が新築する場合 10,000,000円
- (2) 世帯の数が201以上300以下の町会等が新築する場合 11,000,000円
- (3) 世帯の数が301以上400以下の町会等が新築する場合 12,000,000円
- (4) 世帯の数が401以上500以下の町会等が新築する場合 13,000,000円
- (5) 世帯の数が501以上の町会等が新築する場合 14,000,000円

第5条第2項中「前項」を「前2項」に、「当該補助金の額に100,000円未満の端数があるとき」を「新築、購入、増築又は修繕の場合にあつては当該補助金の額に100,000円未満の端数があるとき、賃借の場合にあつては当該補助金の額に10,000円未満の端数があるとき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 コミュニティセンターを賃借する場合における補助金の額は、コミュニティセンターの整備費等の額（転貸による収入がある場合は、その額を控除した額とする。）の50パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、1年につき、300,000円（年度の途中において新たに当該賃借に係る契約を締結し又は解除した場合にあつては、300,000円に当該賃借の月数を乗じて得た額を12で除して得た額）を超えないものとする。

第8条を第9条とする。

第7条中「整備費に対する補助金」を「整備費等に対する補助金（新築、購入、増築又は修繕に係る補助金に限る。）」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 本市からコミュニティセンターの整備費等に対する補助金（賃借に係る補助金に限る。）の交付を受けた町会等は、第3条の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条中「を整備する」を「の新築、購入、増築、修繕又は賃借をする」に、「コミュニティセンター整備協議書」を「コミュニティセンター整備等協議書」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 コミュニティセンターの賃借に係る補助金の交付の対象となる期間は、当該交付の対象となった最初の月から5年以内の期間とする。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定（「100平方メートル」を「80平方メートル」に改める部分に限る。）、第5条第1項の改正規定（同項第1号から第5号までを改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成20年度分からの補助金について適用する。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の第4条第1項及び第5条第1項の規定は、平成21年度分からの補助金について適用する。
- 4 新要綱第7条の規定は、平成20年度分の賃借に係る補助金については、適用しない。

●金沢市告示第51号

金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 町旗（旗立用具及び収納用具その他附属品を含む。以下同じ。）の購入（購入に要する費用の額が200,000円以上である購入に限る。）をしようとする町会等
- (3) もちつきの道具又は五月人形、こいのぼり若しくはひな人形（これらの道具類を含む。以下同じ。）の購入（購入に要する費用の額がもちつきの道具にあっては200,000円以上、五月人形、こいのぼり又はひな人形にあっては100,000円以上である購入に限る。）をしようとする町会等
- (4) 町会等の掲示板の設置（設置に要する費用の額が100,000円以上である設置に限る。）をしようとする町会等
- 第3条中「又は太鼓等収納庫」を「又は町会等の掲示板、太鼓等収納庫」に、「1,000円」を「10,000円」に改め、同条の表中

(4) 太鼓等収納庫	設置	3分の1	500,000円	を
	修繕	3分の1	300,000円	
(5) 山車等収納庫	設置	2分の1	2,000,000円	
	修繕	2分の1	1,000,000円	

(4) 町旗	購入	3分の1	200,000円	に
(5) もちつきの道具	購入	3分の1	100,000円	
(6) 五月人形	購入	3分の1	100,000円	
(7) こいのぼり	購入	3分の1	100,000円	
(8) ひな人形	購入	3分の1	100,000円	
(9) 町会等の掲示板	設置	3分の1	100,000円	
(10) 太鼓等収納庫	設置	3分の1	500,000円	
	修繕	3分の1	300,000円	
(11) 山車等収納庫	設置	2分の1	2,000,000円	
	修繕	2分の1	1,000,000円	

改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 本市からコミュニティ活動推進用具の購入等に対する補助金の交付を受けた町会等は、第2条の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）の属する年度から、交付日から5年を経過した日の属する年度まで、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第52号

金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱（平成12年告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第3条第1項第1号中「の世帯（以下「生活保護世帯」を「の世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の世帯（以下「生活保護等世帯」に改め、同項第2号中「当該所得税又は市町村民税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間に限り、」を「助成金の交付申請のあった月が1月から3月までの場合にあつては前々年分の所得税又は

当該年度分の市町村民税と、4月から6月までの場合にあっては」に、「生活保護世帯」を「生活保護等世帯」に改め、同項第3号中「当該所得税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間に限り」を「助成金の交付申請のあった月が1月から6月までの場合にあっては」に、「100,000円」を「50,000円」に、「生活保護世帯」を「生活保護等世帯」に改める。

第4条第1項中「生活保護世帯」を「生活保護等世帯」に改め、同条第2項中「又は生活保護法」を「、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定（「100,000円」を「50,000円」に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

●金沢市告示第53号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第3条第2項第2号中「年の前年」を「年度」に、「1月」を「4月」に、「前々年」を「前年度」に、「所得税が課される者」を「市町村民税の所得割の額が16万円以上である者」に改め、同項第3号中「授産施設に限る。）」を「授産施設に限る。以下「救護施設等」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定により設置され、若しくは認可された救護施設等」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

●金沢市告示第54号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第7号中「40歳」を「45歳」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成20年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第55号

いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第1号中「40歳」を「45歳」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成20年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第56号

金沢市における危険ブロック塀の除却及び生け垣の設置奨励に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第1号中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」に改める。

第3条中「除却する者」の次に「で、市税を完納しているもの」を加える。

第4条中「除く。」の次に「で、市税を完納しているもの」を加える。

第5条第1号中「（門柱の部分については、当該通路等に面する部分の面積の2倍に相当する面積として算入する。）」を削り、同条第2号中「得た額」の次に「（以下「生け垣設置費用」という。）」を、「相当する額」の次に「（その額が200,000円を超える場合は、200,000円）」を加え、同条第3号中「同号の規定により算出して得た額の2分の1」を「生け垣設置費用の4分の1」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第57号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条に次の4号を加える。

- (7) 生活保護等 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付をいう。
- (8) 障害者手帳 身体障害者手帳（当該手帳に記載されている級別が1級又は2級のものに限る。）、療育手帳（当該手帳に記載されている程度記号がAのものに限る。）及び精神障害者保健福祉手帳（当該手帳に記載されている級別が1級のものに限る。）をいう。
- (9) 特定住宅 次のいずれかに該当する者が居住する建築物をいう。
 - ア 生活保護等を受け、かつ、障害者手帳を所持する者で、災害時に自力で避難することが困難であると社会福祉事務所長が認めた者
 - イ 生活保護等を受け、かつ、推定相続人がいない者
- (10) 高齢者等住宅 次のいずれかに該当する者（本人及び本人と生計を一にするすべての者の市町村民税が非課税である者に限る。）が居住する建築物をいう。
 - ア 65歳以上の者（生計を一にするすべての者が65歳以上である者に限る。）
 - イ 障害者手帳を所持する者
 - ウ 要介護認定審査会において要介護認定等に係る要介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第3号から第5号までの状態のいずれかに該当すると判定を受けた者
 - エ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の受給資格及び手当の額について認定を受けている者
 - オ 生活保護等を受けている者（前号ア又はイに該当する者を除く。）
 - カ その他市長が認める者

第3条中「既存建築物」の次に「（前条第9号及び第10号に掲げる建築物にあつては、当該各号に掲げる者又はその者と生計を一にする者が所有するものに限る。）」を加える。

第4条中「定めるところによる」の次に「ものとし、その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする」を加える。

第5条に次の1号を加える。

- (4) 既存建築物の売買を目的とする耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事
別表中

区 分		補 助 金 の 額	
木造既存建築物	耐震診断	特別消防対策区域の建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、80,000円を超えないものとする。
		特別消防対策区域以外の区域の建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、60,000円を超えないものとする。
	耐震設計	特別消防対策区域の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、180,000円を超えないものとする。
		特別消防対策区域以外の区域の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、140,000円を超えないものとする。
	耐震改修工事	特別消防対策区域の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円を超えないものとする。
		特別消防対策区域以外の区域の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の4分の1に相当する額以内の額とし、その額は、300,000円を超えないものとする。

を

区 分		補 助 金 の 額	
木造既存建築物	耐震診断	特定住宅に係るもの	耐震診断に要する費用の全額とする。
		高齢者等住宅に係るもの	耐震診断に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、120,000円を超えないものとする。
		上記以外の建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000円を超えないものとする。
	耐震設計	特定住宅に係るもの	耐震設計（必要最小限度の部分改修に限る。）に要する費用の全額とする。
		高齢者等住宅に係るもの	耐震設計に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、230,000円を超えないものとする。
		上記以外の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、200,000円を超えないものとする。
	耐震改修工事	特定住宅に係るもの	耐震改修工事（必要最小限度の部分改修に限る。）に要する費用の全額とする。
		高齢者等住宅に係るもの	耐震改修工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,500,000円を超えないものとする。
		上記以外の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,300,000円を超えないものとする。

に

改め、同表の備考第1項を削り、同備考第2項を同表の備考とする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第58号

金沢市既存住宅露出アスベスト分析調査費補助金交付要綱（平成19年告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

金沢市長 山 出 保

題名を次のように改める。

金沢市既存建築物露出アスベスト分析調査費補助金交付要綱

第1条中「既存住宅」を「既存建築物」に改める。

第2条第1号中「既存住宅」を「既存建築物」に、「住宅（これに附属する電気室、機械室、車庫等を含む。）」を「建築物」に改め、同条第2号中「既存住宅」を「既存建築物」に改める。

第3条及び第5条中「既存住宅」を「既存建築物」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分からの補助金について適用する。

平成20年(2008年)3月31日 印刷
平成20年(2008年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)